

岩手県告示第93号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年1月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 荒建
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川12地割33番地
 - ウ 代表者の氏名 荒屋敷繁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第6052号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年1月17日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年2月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 かばや配管工事店
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字湯田67番地1
 - ウ 代表者の氏名 小林茂巳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第6801号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年2月5日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年1月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三富工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町大野第32地割15番地1
 - ウ 代表者の氏名 三本木富二郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第7648号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年1月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年2月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大清住建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市桜木町三丁目17番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木清悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7877号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年2月6日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和元年12月20日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市末広二丁目4番52号
 - ウ 代表者の氏名 千葉弘
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第8451号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年12月20日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和元年12月16日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柴田木工所
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り一丁目4番23号
 - ウ 代表者の氏名 柴田盛男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第8654号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和元年12月16日付けで内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和2年1月16日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田中工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字土川第1地割207番地
 - ウ 代表者の氏名 田中政治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第8786号
- (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年1月16日付けで大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和2年1月21日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社翔建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町373番地12
 - ウ 代表者の氏名 菊池謙
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第40145号
- (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年1月21日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和2年2月12日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北陽塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町長沼6地割136番地1

ウ 代表者の氏名 高橋伸也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第50270号

(3) 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年1月29日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和2年1月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社高橋建設工業

イ 主たる営業所の所在地 宮古市西ヶ丘四丁目62番地14

ウ 代表者の氏名 高橋健一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第120146号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年1月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和2年2月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 広内コンクリート工業

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第19地割20番地

ウ 代表者の氏名 広内実

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第140107号

(3) 処分の内容 大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年2月10日付けで大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。